

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年6月5日

担 当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 安田 幸次 主任監察監督官 河村 直子 電話 03(3512)1612
--------	---

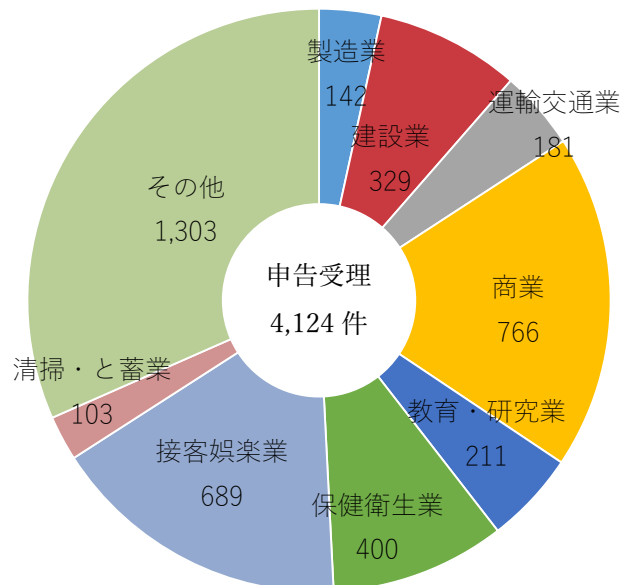
東京都内の労働基準監督署における平成31年(令和元年)の申告事案の概要

東京労働局（局長 土田浩史）では、管下18労働基準監督署（支署）における平成31年（令和元年）の申告事案の概要について、取りまとめましたので公表します。

【申告事案の概要のポイント】

- 1 申告受理件数： **4,124件**（前年比191件（4.4%）減）
平成29年以降増加傾向が続いていたが、平成31年(令和元年)は減少に転じた。
- 2 申告内容
 - (1) 賃金不払： **3,276件**（前年比213件（6.1%）減）
 - (2) 解雇： **557件**（前年比増減なし）
 - (3) 労働時間： **111件**（前年比33件（42.3%）増）
労働時間に関する申告の増加率が最も大きい。

3 業種別の内訳



申告事案は、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めるものであり、労働基準監督署では、労働者が置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。

1 申告受理件数

申告受理件数は4,124件で、前年と比べ191件（4.4%）減少しました。

(1) 推移

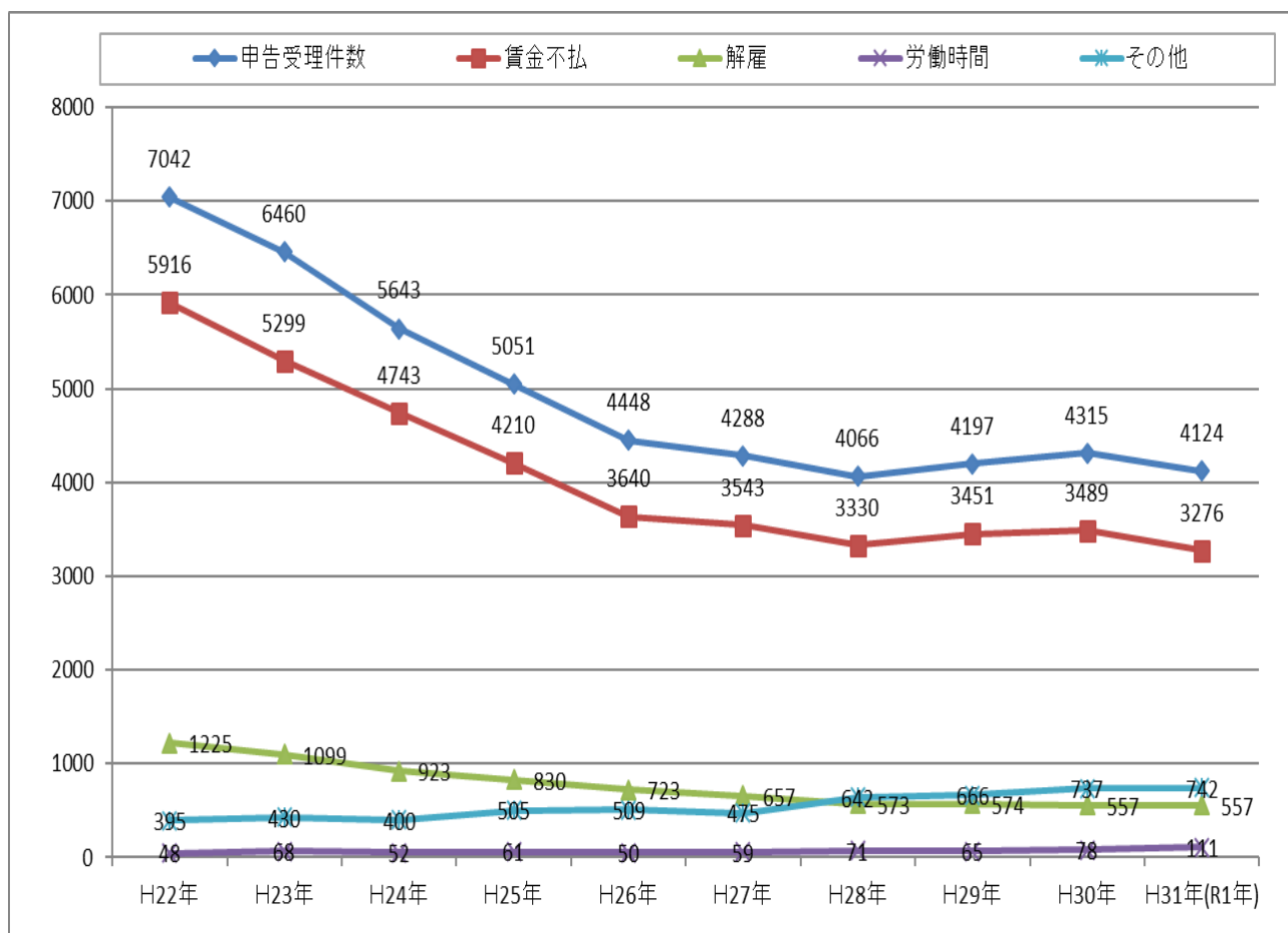
直近10年間における申告受理件数の推移をみると、平成22年の7,042件をピークとして、その後減少が続いていましたが、平成29年に増加に転じ、平成30年も引き続き増加していたところ、平成31年（令和元年）は減少に転じました。

(2) 申告の内容

申告を内容別にみると、賃金不払が3,276件（前年比6.1%減）で最も多く、業種別では、商業（18.8%）、接客娯楽業（17.1%）、建設業（8.1%）の順となっています。

次いで、解雇が557件（前年比増減なし）となっており、業種別では、接客娯楽業（19.4%）、商業（19.2%）、保健衛生業（9.7%）の順となっています。

表1 直近10年間の申告受理件数の推移



注) 労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告事項別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

2 申告の業種別内訳

申告を業種別にみると、商業が766件（全体の18.6%）と最も多く、次いで接客娯楽業が689件（同16.7%）、保健衛生業が400件（同9.7%）の順となっており、これら3業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べると、教育・研究業（3件(1.4%)増）、保健衛生業（87件(27.8%)増）などで増加し、商業（142件(15.6%)減）、接客娯楽業（98件(12.5%)減）などで減少しました。

表2 申告受理件数の業種別内訳

件数	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)
製造業	337	325	263	222	195	167	129	150	151	142
建設業	629	634	619	518	411	428	367	405	331	329
運輸交通業	295	234	229	184	183	162	175	167	192	181
商業	1,621	1,401	1,228	1,232	933	944	837	910	908	766
教育・研究業	345	239	207	183	159	153	156	191	208	211
保健衛生業	283	277	271	286	299	301	311	363	313	400
接客娯楽業	1,406	1,330	1,123	1,031	844	814	779	765	787	689
清掃・と蓄業	185	178	162	152	140	146	144	116	118	103
その他	1,941	1,842	1,541	1,243	1,284	1,173	1,168	1,130	1,307	1,303
合計	7,042	6,460	5,643	5,051	4,448	4,288	4,066	4,197	4,315	4,124

表3 業種別内訳の推移

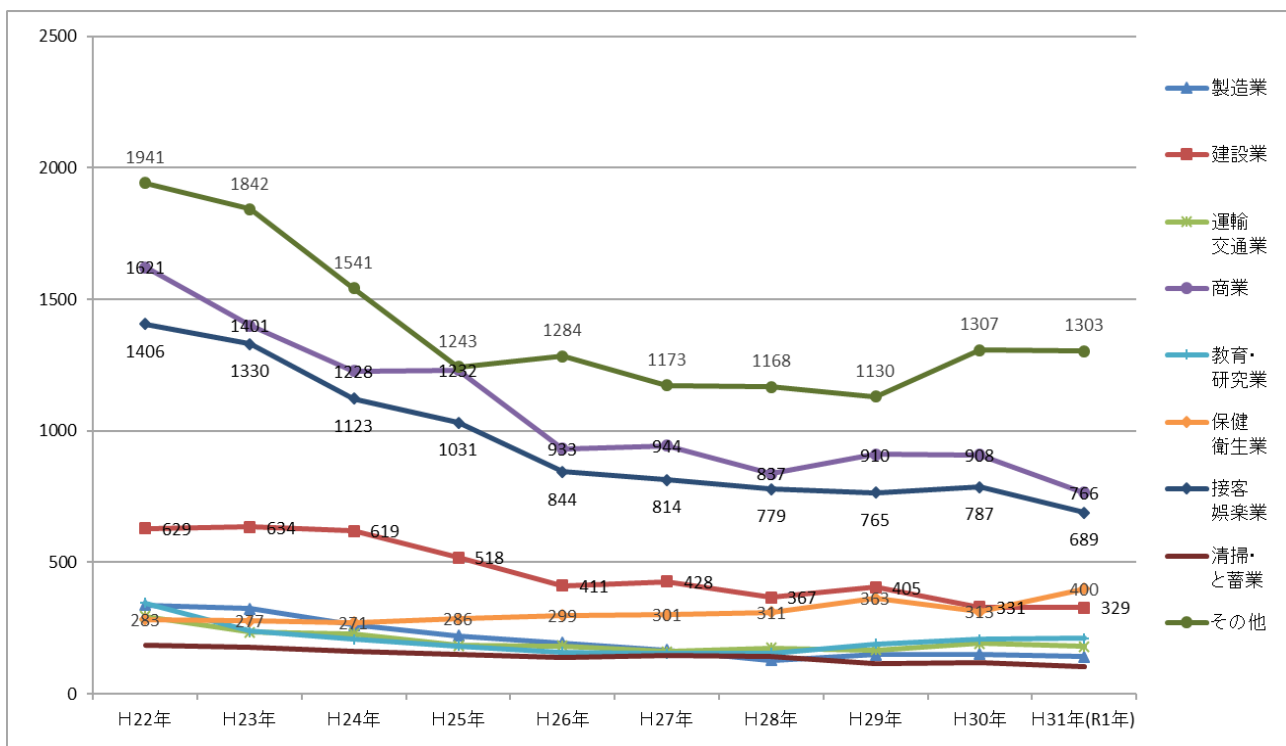


表 4 申告による監督指導事例

違反事項	事例
定期賃金不払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職した労働者から、退職月の賃金が支払われないとの申告を受け、調査したところ、所定支払日に全額支払われていなかったことが判明したほか、賃金額が東京都最低賃金を下回っていることが判明したため、未払いとなっている賃金を東京都最低賃金以上で再計算して支払うよう是正勧告したところ、全額が支払われた。(接客娯楽業) ・ 退職した労働者から、試用期間中の賃金が支払われないとの申告を受け、調査したところ、試用期間中の賃金が所定支払日に全額支払われていなかったことが判明したため、是正勧告したところ、全額が支払われた。(運輸交通業)
割増賃金不払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職した労働者から、在職時の割増賃金が支払われないとの申告を受け、調査したところ、就業規則及び雇用契約書によって定められた定額で支給される割増賃金の範囲を超えて時間外労働を行っていたことが判明し、不足額を支払うよう是正勧告したところ、割増賃金が追加で支払われた。(教育・研究業) ・ 労働者から、始業時刻前の作業時間の割増賃金が支払われないとの申告を受け、調査したところ、支払われていなかったことが判明したので、不足額を支払うよう是正勧告したところ、全額が支払われた。(その他の事業)
解雇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解雇された労働者から、即時解雇されたにもかかわらず、解雇予告手当が支払われていないとの申告を受け、調査したところ、解雇予告手当の支払がないまま即時解雇したことが判明したので、解雇予告手当(平均賃金 30 日分)を支払うよう是正勧告したところ、支払われた。(金融・広告業)
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者から、違法な時間外労働を行っているとの申告を受け、調査したところ、36 協定の上限時間を超えて月 100 時間を超える時間外労働を行わせていることが判明したので、長時間労働を削減するよう是正勧告したところ、時間外労働が 36 協定の範囲内に削減された。(その他の事業)